



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

# 協会だより

〒320-0043  
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F  
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017  
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.133  
4月号

## (公社)栃木県産業資源循環協会 令和5年度事業実施計画を策定

3月17日に開催されました第67回理事会において、当協会の令和5年度事業計画が承認されました。概要は次のとおりです。

### 令和5年度事業実施計画

今年、いよいよ我々業界のみならず、栃木県の産業界にとって待ちに待った管理型産業廃棄物最終処分場、「エコグリーンとちぎ」が9月にオープンします。この処分場が稼働すれば、これまで県外まで運んでいた廃棄物が県内で処分できますので、運搬費用が軽減されるばかりでなく、運搬距離が短くなることにより、CO<sub>2</sub>の排出量が削減され、カーボンニュートラルにも大いに貢献する事業であります。

新型コロナウイルス感染症は、連休明けに5類に分類され、これまでのような行動制限をかけられることがなくなります。協会といたしましては、産業廃棄物の適正処理、様々な研修事業による資源循環の促進や普及啓発・情報提供などの公益のための事業はもとより、行政や公益社団法人全国産業資源循環連合会との連携や人材育成を図るための事業など共益的な事業についても積極的に推進してまいります。また、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する許可講習会等につきましては、今年度もWeb開催が決まり、昨年度に続き講習会の申し込みや講義ビデオを視聴できる環境を整え、パソコンの操作が苦手な方やWeb環境のない方を支援して参ります。

具体的な各事業の内容につきましては、次のとおりです。

### I 公益目的事業

#### 1 適正処理推進事業

##### (1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及啓発及び頒布

産業廃棄物の適正処理のために廃棄物処理法で義務付けられている産業廃棄物管理票の正しい使用方法等の普及啓発を目的に、公益社団法人全国産業資源循環連合会等が作成した管理票を広く排出事業者や産業廃棄物処理業者等に頒布する。

##### (2) 排出事業者、処理業者、県民等に対する産業廃棄物に関する相談・指導

産業廃棄物に関する県民等からの相談に指導・助言するとともに、排出事業者からの処理業者の問い合わせに対し、適正処理を行う会員等を紹介する。

##### (3) 廃棄物処理アドバイザー事業

排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認、廃棄物処理施設を設置する手続き等に際し、支援、助言を行う。

##### (4) 産業廃棄物の適正処理等に関する調査研究

公益社団法人全国産業資源循環連合会等関係機関と連携して、産業廃棄物の適正処理やリサイクル等に関する調査研究を行う。

##### (5) 不法投棄・不適正処理防止対策の推進

平成17年7月に栃木県と締結した「不法投棄等の情報提供に関する協定」に基づき、会員の収集・運搬業務等を通じ、不法投棄等を発見した場合は速やかに関係機関に通報し早期解決を図る。また、県等が行う不法投棄防止キャンペーンへ参加する。

##### (6) 災害廃棄物処理支援事業

被災した市町から直接応援要請を受けることが可能になった「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定」に基づき、地震や風水害等の災害により発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に支援・協力する。

## ～協会ニュース～

### 2 研修事業

#### (1) 産業廃棄物の適正処理等に係る研修会

産業廃棄物を取り扱う実務担当者を対象に産業廃棄物の適正処理に必要な基本的事項を中心とした研修会のほか、産業廃棄物処理業界の現状や課題、今後の動向等について研修会を実施する。

#### (2) 産業廃棄物に関する講習会

栃木県、宇都宮市、公益財団法人栃木県環境保全公社等と当協会との共催により排出事業者や処理業者を対象とした産業廃棄物の減量化や廃棄物処理法の改正等に関する講習会を実施する。

#### (3) 労働安全衛生に関する研修

産業廃棄物処理業における労働安全衛生の向上と現場における労働災害の減少を図るための研修会を実施する。

#### (4) トップセミナー

廃棄物処理業者（特に経営者層）の資質向上を目的に、これからの産業廃棄物処理に関わる環境の変化や社会的ニーズに応じた経営戦略等に関する研修会を実施する。

### 3 普及啓発・情報提供事業

#### (1) 産業廃棄物処理施設に係る県民の理解促進

栃木県、公益財団法人栃木県環境保全公社と連携を図りながら、産業廃棄物処理施設に対する県民の理解と信頼を深めるため、「リサイクル施設等を見学してみよう！（リサイクル施設等コンシェルジュ事業）」や環境学習出前授業など啓発事業を行う。

#### (2) 協会だよりの発行

廃棄物行政情報、産業廃棄物処理業界の実態や動向、協会の活動状況などについて、協会機関誌である「協会だより」を毎月1回発行するとともにホームページにも掲載し、産業廃棄物行政や協会の活動状況等の各種情報を提供する。

#### (3) ホームページの運営

行政、公益社団法人全国産業資源循環連合会等からの情報や会員情報の充実を図りながら、情報発信のツールであるホームページを積極的に活用する。

### 4 栃木県環境保全緊急対策基金事業

当該事業は、産業廃棄物の不法投棄が発生した際に、不法投棄者以外の者が行う必要があると認められる不法投棄物の撤去支援、不法投棄物の飛散流失の防止、不法投棄の拡大防止等の措置を講じることにより、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的としているが、該当事案が生じた場合は、「栃木県環境保全緊急対策基金運営・実施要領」に基づき、適切に事業を執行する。

## II 共益事業等

### 1 組織強化事業

#### (1) 新規会員の加入促進による組織の強化

協会組織の充実強化を図るため、協会未加入許可業者に対しパンフレットを配布するほか、各種研修会等の場を活用して加入勧誘するなど、新規会員の加入促進に努める。

#### (2) 会員名簿の作成・配布

会員の最新の許可事項等の情報を取りまとめた名簿を作成し、会員及び関係機関に配布する。

### 2 意識啓発向上事業

#### (1) 表彰

産業廃棄物の適正処理に貢献した個人及び事業所に対し、協会長表彰を行うほか、行政や上部団体が行う表彰事業に協会員を推薦する。

#### (2) 優良産業廃棄物処理施設等の視察

産業廃棄物処理施設の最新の情報等を収集するため、県内外の優良産業廃棄物処理施設の視察研修を行う。

## ～協会ニュース～

### (3) 暴力団等反社会的勢力排除のための研修会

産業廃棄物処理業界から暴力団等反社会的勢力を排除するため、最近の暴力団等の情勢や企業への不当要求の実態と対策等に関する研修会を行う。

### (4) 行政等からの情報伝達

行政や関係団体からの法改正や指導通知等の情報を速やかに会員に通知し、会員の資質向上に努めるほか、「メール配信サービス」を希望する方には、電子メールでの配信も並行して行う。

### (5) 許可更新の通知

会員の産業廃棄物処理業許可の期限切れを防止するため、対象会員に対し許可更新の通知を行う。

## 3 他団体との交流・協力事業

### (1) 行政との意見交換会

産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、協会からの意見・要望や産業廃棄物行政の課題等について栃木県及び宇都宮市の行政当局と意見交換を行う。

### (2) 排出事業者（団体）との意見交換会

産業廃棄物の処理に関する諸課題について、排出事業者と処理業者がお互いに認識を深め、適正処理を推進するための意見交換を行う。

### (3) 公益社団法人全国産業資源循環連合会等が実施する行事等への参加

公益社団法人全国産業資源循環連合会や栃木県等が実施する諸会議や各種事業に積極的に参加し、行政や関係団体との連携を深める。

### (4) 許可申請等に関する講習会

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の実施協力機関として必要な協力業務を行う。また、パソコンをお持ちでない方、パソコン操作が苦手な方、Web環境が整っていない方などを対象に、受講申し込みや講義動画の視聴について支援する。

## 4 栃木県環境保全対策基金事業

当該事業は、会員の産業廃棄物の適正処理を促進するとともに、産業廃棄物の処理に起因する損害に対して補償を行う制度を確立し、もって県民の安全な生活を確保と環境の保全に寄与することを目的としているが、該当事案が生じた場合は、「栃木県環境保全対策基金運営規程」に基づき、適切に事業を執行する。

## Ⅲ 管理事業

### 1 総会・理事会等の開催

総会、理事会、三役会、各委員会及び各部会において協会の運営や諸課題について活発な議論を行い、協会を適切に運営していく。

#### (1) 定時社員総会の開催

#### (2) 理事会の開催

#### (3) 三役会の開催

#### (4) 委員会及び部会の開催

#### (5) 交流会

#### (6) その他

栃木県日光杉並木街道保護基金への寄附

栃木県が世界に誇る貴重な文化遺産である「日光杉並木」保護のため、栃木県日光杉並木街道保護基金への寄附を行う。

## 第67回理事会を開催

3月17日(金)、宇都宮市のとちぎ福祉プラザにおいて第67回理事会が開催され、菊池会長をはじめ理事・監事18名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

### 【決議・協議事項】

1. 令和5年度事業計画案（1～3 ページ参照）
2. 令和5年度予算案
3. 令和4年度決算見込み  
原案のとおり承認されました。
4. 令和4年度会長表彰（優良従事者等）の候補者選定  
会員から推薦があった「優良従事者」と「永年勤続者」の表彰者が決定しました。
5. 新規加入会員の承認  
賛助会員2社（株式会社タウ、イーテラス株式会社）の入会が承認されました。

### 【報告事項】

1. 令和4年度下半期業務執行状況報告書  
今年度の下半期業務執行状況について報告しました。
2. 賀詞交歓会の開催結果  
1月20日、宇都宮東武ホテルグランデにおいて開催された概要について報告しました。
3. 会員の異動  
入会した会員があり、3月6日現在の正会員は193社、賛助会員は25社、合計218社であることを報告しました。
4. 今後の日程  
主な今後の行事予定について報告しました。
5. 当協会青年部 活動報告  
直近の活動内容及び今後の予定等について報告しました。

### 【その他】

1. 高さ制限違反防止（7 ページ参照）  
宇都宮環状線道路にて発生した、高さ制限違反トレーラーによる歩道橋塗装工事の仮設足場への衝突事故について、栃木県塗装業組合から当協会に届いた注意喚起の通知について説明を行いました。

### 新規加入会員紹介【賛助会員2社】

- 株式会社タウ 埼玉支店 支店長 信國 健介  
埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 LAタワー10F  
TEL048-711-1775 FAX048-711-7807 <https://www.tau.co.jp>  
【業種】サービス業（損害車、中古車両の買い取り）
- イーテラス株式会社 代表取締役社長 水野 昌和  
東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9F  
TEL03-5530-8167 FAX03-5530-8168 <http://vi.e-teras.co.jp>  
【業種】サービス業（コンサルタント）

### －組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、3月31日現在、正会員194社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

令和5年度許可等講習会について

日本産業廃棄物処理振興センターが実施する許可等講習会は、オンライン形式及び対面形式により開催され、栃木会場は全てオンライン形式になります。オンライン形式とは、事前にパソコンで講義動画を視聴して受講し、試験会場で修了試験を受ける2段階形式のオンライン型講習会です。

受講される方は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページから申込みください。

■ 栃木県の試験会場：コンセーレ 大ホール（1F）宇都宮市駒生1-1-6 TEL028-624-1417

【新規】産業廃棄物の収集・運搬課程

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和5年6月29日（木）	9：50	75	25,300円
令和5年9月28日（木）	9：50	75	25,300円
令和6年1月31日（水）	13：30	75	25,300円

【更新】産業廃棄物の収集・運搬課程

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和5年6月30日（金）	9：50	75	16,500円
令和5年8月30日（水）	13：30	75	16,500円
令和5年9月29日（金）	13：30	75	16,500円
令和6年1月30日（火）	13：30	75	16,500円
令和6年1月31日（水）	9：50	75	16,500円

【更新】産業廃棄物の処分課程

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和5年9月28日（木）	13：30	50	20,900円 *33,000円

\*収集・運搬課程と処分課程の同時受講する場合

特別管理産業廃棄物管理責任者

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和5年6月29日（木）	13：30	75	13,200円
令和5年8月30日（水）	9：50	75	13,200円
令和5年9月29日（金）	9：50	75	13,200円
令和6年1月30日（火）	9：50	75	13,200円

当協会を受講申込み及び講義動画が視聴できます！

当協会では、パソコンをお持ちではない方、パソコン操作が苦手な方、Web環境が整っていない方などを対象に、受講申込みや講義動画の視聴について御支援いたします。当協会への別途負担はございません。（講習会の受講料のみ）是非、御相談ください。TEL028-612-8016

＜受講申し込みから、受験までの流れ＞

- ・受講の申し込みは、事前に当協会に御連絡後来所していただき、受講申込みを行います。
- ・申し込みを行うと、送付先住所にテキストが届きますので、テキストを持参し栃木県立美術館普及分館会議室にてリモートで「講義動画」を視聴していただきます。
- ・試験日に、会場である「コンセーレ」に行き、受験していただきます。

# 栃木県初の産業廃棄物管理型最終処分場 エコグリーンとちぎのご紹介

～～2023年9月開業予定～～



完成イメージ図

- ◆ 施設名：エコグリーンとちぎ
- ◆ 施設の種類：産業廃棄物管理型最終処分場
- ◆ 構造形式：クローズド（被覆）型
- ◆ 埋立面積：約48,000㎡
- ◆ 埋立容量：約600,000㎥
- ◆ 埋立期間：12年間
- ◆ 整備・運営会社：株式会社クリーンテックとちぎ

## 工事状況のご紹介

<工事概要>主に建築工事、遮水工事を行っています(2023年3月1日時点)



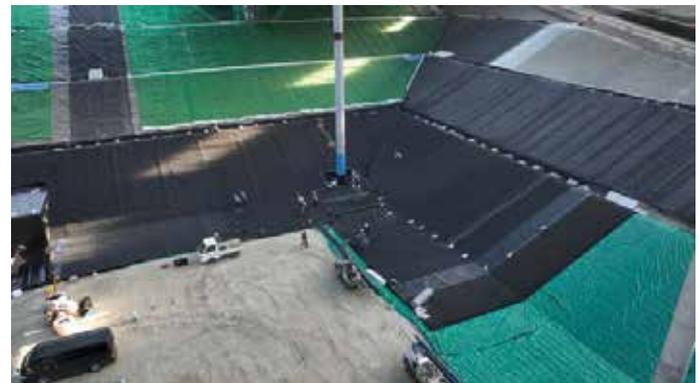
被覆施設棟全景(北側より)



被覆施設棟全景(南側より)



埋立地内全景(南側より)



埋立地内 遮水工事(南西側)

<受入廃棄物>燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、  
紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、施行令第2条第13号廃棄物

問い合わせ先：株式会社クリーンテック(024-541-2817)

令和5年3月16日

(公社) 栃木県産業資源循環協会

会長 菊池 清二 様

栃木県塗装業組合

理事長 武田 隆夫

## 高さ制限違反防止へのご協力をお願い

謹啓、貴団体及び所属企業の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から栃木県塗装業組合の活動に対しまして、特別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知の通り、2月23日宇都宮市御幸ヶ原町国道119号宇都宮環状線道路にて高さ制限違反トレーラーによる歩道橋塗装工事の仮設足場への衝突事故が発生致しました。

今回の被害は足場の破損と通行止めによる2日間の渋滞発生でしたが、死傷者を伴う重大事故につながる恐れがありました。

つきましては、貴団体におかれましても、所属企業の皆様に対して高さ制限等の違法行為なきよう、より一層のご指導をいただきますようご協力をよろしくお願い申し上げます。

私共工事請負業者といたしましてもさらなる事故防止対策に努めさせていただく所存でございます。

末筆ながら、貴団体の益々のご発展をご祈念申し上げます。

謹白

# 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業）令和4年度（第2次補正予算）「省CO2型プラスチック高度リサイクル設備導入事業」について

## 公募の概要

公益財団法人廃棄物・3R研究財団（以下「財団」という。）では、環境省から令和4年度補正予算による二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業）の交付決定を受け、交付を受けた補助金を財源として、プラスチック資源循環を促進しプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の削減を図るため、資源循環に係るバリューチェーン（メーカー・リテラー・ユーザー・リサイクラー）全体においてこれまでリサイクルできなかったものへの量的な拡大、もしくは高品質な再生素材の供給を目指す資源循環高度化設備等の導入や、プラスチック使用量削減に資するリユースに必要な設備の導入を支援する事業に要する経費に対して、当該経費の一部を補助する事業を実施しますので、以下のとおり補助対象事業を公募します。

### 一 公募する補助対象事業

公募する補助対象事業は、以下の事業です。

#### 省CO2型プラスチック高度リサイクル設備導入事業

日本国内の事業所において設備を設置する事業であり、使用済製品等のリサイクルの促進及びリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図り、これまでリサイクルできなかったものへの量的な拡大、もしくはより高品質な再生素材の供給を目指すために、省CO2型の資源循環高度化設備を導入することで、製造された再生素材の国内資源循環が安定的に見込める事業であること。

### 一 応募受付期間

令和5年3月30日（木）～令和5年5月2日（火） 17時必着

### 一 応募申請対象者

本補助事業に応募申請できる者は、次に掲げる者です。

1. 民間企業
2. 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
3. その他環境大臣の承認を得て財団が適当と認める者

## 公募説明会

説明会は実施しません。

動画配信は [こちら](#) です。

## 審査基準

- [審査基準](#) 

申請にあたっては、審査基準について必ず確認いただきますようお願いいたします。

## 必要な書類等

補助金応募申請書及び必要な添付資料を提出して載きます。詳細については公募要領をご覧ください。  
公募要領他は、以下からダウンロードできます。

- [公募要領](#) 
- [応募申請書様式1](#)  ※識別番号は13桁の法人番号です
- [応募申請書様式2（実施計画書）](#) 
- [応募申請書様式3（経費内訳書）](#) 
- [プラスチックリサイクル高度化設備緊急導入事業導入前後比較表](#) 
- [再生素材の売却先](#) 
- [有価で仕入れるリサイクル等対象物一覧表](#) 
- [プラスチックCO2削減効果計算書](#) 
- [フロー図（詳細）](#) 
- [ライフサイクルフロー図](#) 
- [バウンダリ方式入力表](#) 
- [資金調達計画書](#) 
- [暴力団排除に関する誓約書](#) 

## — その他参考資料

- [交付規程（令和4年度（第2次補正予算））](#) 
- [補助事業のながれ](#) 
- [交付要綱（令和4年度（第2次補正予算））](#) 
- [実施要領（令和4年度（第2次補正予算））](#) 
- [よくある質問](#) 

## お問い合わせ

ご質問は下記までお願いします。

TEL 03-5638-7162 (事業支援部)

担当：金井、三橋、久松、福田

Email: r.koudoka-1@jwrf.or.jp



## ～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、協会の **株式会社石山商会** に訪問しました。

### 1 会社概要

会社名：株式会社石山商会 代表取締役 片浦 克敏  
住 所：栃木県小山市城北3丁目2番地12  
TEL 0285-25-1543 FAX 0285-24-2537  
ホームページ <https://iys.jp>  
創 業：昭和46年3月24日 従業員25人

### 2 許可の取得状況

- 産業廃棄物収集運搬業  
栃木県(00900023409)、茨城県(00801023409)、群馬県(01000023409)、千葉県(01200023409)  
埼玉県(01105023409)、東京都(13-00-023409)、福島県(00707023409)
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業  
栃木県(00950023409)、茨城県(00851023409)、群馬県(01050023409)、埼玉県(01150023409)

### 3 その他の取得認定・事業

- ・日本鉄リサイクル工業会 会員 091018
- ・ISO14001(環境)：ISO45001(労働安全衛生) 認証
- ・第一種フロン類回収業者 栃木県 第1-748号
- ・建設業(とび・土工工事業、解体工事業)(般-30) 第25622号

### 4 会社からひと言

株式会社石山商会は、小山市を拠点に活動しております。事業内容は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬、金属くずの買い取り、設備解体・撤去作業、フロンガスの回収などを展開しております。設備解体・撤去では、産業廃棄物や鉄スクラップの知識を活かし、解体工事から廃棄物の処理まで適切に実施いたします。大手企業とのお取引や環境・労働安全衛生のISOに裏打ちされた「安全」で「スピーディー」な作業で、お客様の信頼に答えてまいります。

当社は、適切な資源リサイクルを通じて持続可能な社会づくりに貢献することをミッションとして掲げております。皆さまと共に、より緑豊かで安全な未来を目指し取り組みを続けて参ります。



### 《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回の宿題は、「建設系廃棄物の元請、下請」の続きでしたね。  
では、さっそく確認してみましょう。

宿題Q、建設系廃棄物において、下請負人が自らその運搬を行う場合には、当該下請負人を事業者とみなし、廃棄物処理業の許可がなくとも当該廃棄物の運搬を行うことを可能とする状況がある。次のうち、その状況として規定されていないのはどれか。

- (1) 元請、下請間で書面による請負契約で定めていること。
- (2) 元請業者が所有権を有するものに運搬されるものであること。
- (3) 元請業者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有するものに運搬されるものであること。
- (4) 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設であること。
- (5) 引渡しがされた建築物等の瑕疵の修補に関する工事であって、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が1,000万円以下であること。

### 【解説】

先月のQの解説で説明した状況に加えて、当問の状況を満たす必要がある。

(5)の「請負代金相当額が1,000万円以下」は、正しくは「500万円以下」である。  
整理をすると、下請が収集運搬業の許可なくやれる行為は次の状況を満たした場合となる。

- ①元請、下請間で書面による請負契約で定めていること。
- ②元請業者が所有権又は使用権を有するものに運搬されるものであること。
- ③当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設であること。
- ④修繕工事等（解体、新築、増築工事は該当にならない）に関する工事であって、請負代金額が500万円以下であること。
- ⑤特別管理廃棄物以外の廃棄物であること。
- ⑥1回あたりに運搬される量が、1m<sup>3</sup>以下であること。
- ⑦当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないものであること。

正解（5）

この建設廃棄物の元請、下請の関係については、長らく通知により運用されていましたが、法律で規定したのは平成22年の改正でした。

この改正から既に10年が経過していますが、実態としてはまだまだ無許可行為があるようです。個人的な感想ですが、建設業には昔からの徒弟制度の慣習があるのも一因かなあと思っています。

## ～廃棄物処理問題～

親方が「元請」として受注した。今は独立して別会社を経営している弟子がいる。親方が、「おい、この解体で出てきた残材。おまえんここで片付けておけ。」「はい、親方、わかりました。おれんここで運んでおきます。」。このやりとりで既に「元請→下請」への「収集運搬の委託」がなされている訳です。もし、この「弟子」が収集運搬業の許可を持っていなければ、弟子は「無許可」、親方は「無許可業者委託」となるわけです。

それでは、この「無許可」、「無許可業者委託」はどれほどの罪になるのでしょうか。

Q、次のうち、最高刑が「5年以下の懲役」でない違反行為はどれか。

- (1) 産業廃棄物収集運搬業の無許可営業
- (2) 特別管理産業廃棄物処分業の無許可営業
- (3) 委託契約書を締結しないままに産業廃棄物の処理を委託する行為
- (4) 廃棄物の不法投棄
- (5) 無許可業者への委託

### 【解説】

廃棄物処理法では第25条から第34条まで罰則を規定している。

もっとも重い罰則は第25条の「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」と規定しているが、第32条で法人への両罰を規定していて、法人の罰金の最高額は3億円としている（以降、懲役、罰金ともに最高刑で記す）。

第25条で規定している違反は、不法投棄や無許可営業、無許可処理施設設置、命令違反等、法制度の根幹に関わる非常に重大な違反行為である。

廃棄物処理法は排出者処理責任の原則に立っていることから、排出者に対する罰則は許可業者と同等レベルに制定されているときが多い。

たとえば、無許可行為は極めて重大な違反であるが、無許可業者に委託する行為もともに懲役5年、罰金1,000万円である。

これは、無許可行為を行う者はもちろん悪いが、そもそもその廃棄物の処理を頼む者が存在しなければ、また、その廃棄物が排出されていなければ、無許可行為もなかったはずであるからである。

(3)の「委託契約書を締結しないままに産業廃棄物の処理を委託する行為」は、契約書を締結しなかったが、委託した人物は許可を有していた場合であり、(5)の無許可業者への委託より罰則は軽く第26条で規定する懲役3年、罰金300万円である。

正解(3)

とすることで、「無許可」や「無許可業者委託」は、不法投棄と並んで廃棄物処理法ではもっとも重い違反ということになります。

では、罰則つながりでこんな宿題はどうでしょうか。



### 宿題Q

事業者に関する行為について、罰則の対象になる行為には「○」、罰則は規定されていない行為には「×」をつけなさい。

- a 立入検査を拒んだとき。
- b 報告徴収に対し虚偽の報告をしたとき。
- c 他人に産業廃棄物を委託し産業廃棄物管理票を交付した場合で、管理票交付状況報告をしなかったとき。
- d 特別管理産業廃棄物を生じる事業者が帳簿に記載せず、又は保管していなかったとき。
- e 管理票が回付されなかったにもかかわらず必要な措置を講じなかったとき。



## 佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

コラム

### ○EUグリーン・ディール産業計画

地球温暖化防止の戦略は、排出削減からネットゼロへと加速しています。しかし、産業界の自主的取り組みには限りがあるため、国の財政支援、規制緩和などが重要となっています。

欧州委員会は、2022年2月1日、グリーン・ディール産業計画を発表しました。従来、EUでは過度な補助金を嫌う傾向にありました。しかし米国・日本などの補助金拡大を受けて、EUの産業界の競争力低下防止策に取り組んでいます。規制環境の改善として許認可プロセスの簡略化、資金調達支援として既存の予算の振り分けや新規予算策定が検討されているようです。ネットゼロ社会に向けて、グリーン水素、太陽光、風力、バッテリー、電解槽など、今後大きな投資が世界中で行われるでしょう。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/02/61fa6e9285deed7f.html>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和5年3月27日掲載)

### ○「専ら物」のなぞ

環境省が令和5年2月3日付けで発出した、「専ら物」に関する通知が波紋を呼んでいます。

専ら物とは、廃棄物でありながら、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業の許可なく、収集運搬・処分ができる。しかも再委託も可能という特殊なジャンルの廃棄物です。しかし、専ら物は何か、廃棄物処理業者、運送業者、小売業者など、他の仕事を主に行っている事業者もこの許可不要制度の対象なのか、分からない部分があります。

専ら物は、条文上明確に定義されていません。環境省は従来の通知で、「古紙、くず鉄（古銅を含む）、あきびん類、古繊維」が対象となるとしています。これに対して、最高裁（昭和56年1月17日決定）は「その性質及び技術水準に照らし再生利用されるのが通常である」廃棄物としています。いわゆる、廃棄物全般の総合判断説よりも、客観説に近い考え方だと思います。技術水準の変化によって対象が拡大する可能性を秘めています。当面は古紙などの4品目で運用されるだろうと思います。

専ら物を無許可で扱うことが出来る事業者は、誰でもよい、という解釈が妥当でしょう。営業の自由は憲法で保障されているため、「専業者」だけに特別に認められる権利というのは想定できないからです。

<https://www.env.go.jp/content/000110199.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和5年3月20日掲載)

### ○産業廃棄物広域認定制度認定状況

産業廃棄物広域認定制度は、製造事業者による自主的な回収・リサイクルについて、産業廃棄物処理業の許可を不要とする特例制度です。2022年には15件が新たに認定されました。

2022年に認定された案件では、ヘルメットやハンガーなどのプラスチック製品が含まれています。この制度とプラスチック資源循環促進法の自主回収・再資源化事業計画の認定は、制度趣旨において共通する部分があります。しかし、産業廃棄物の広域認定制度では、他社製品や一般廃棄物が扱えないなどの差があります。多様な認定制度とその運用の違いなどに戸惑いもあるでしょう。長期的には制度の簡素化が必要になると思います。

[https://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/jokyo\\_1.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/jokyo_1.html)

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和5年2月27日掲載)

# ワンポイント安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



## 交通事故防止に関する法改正情報

令和5年の「春の全国交通安全運動」は、5月11日（木）から20日（土）までの10日間行われます。例年は4月6日からですが、4年に一度の統一地方選挙がある年はこの時期になります（通達「令和5年春の全国交通安全運動の実施について」（警視庁交通局長、令和5年2月3日））。

交通事故防止のため、収集運搬車両や営業車に関する、法改正を2つ紹介します。

図表1の「道路標示」は何を表しているのでしょうか。

令和3年から新設され、東京都の他に群馬県、岐阜県、岡山県などで続々展開されています。

進路変更禁止区間手前の矢羽根型(黄色)の表示で、法定外表示の一つとして新設されたものです。車両の運転者に対し、事前に進路変更禁止区間を知らせ、ゆとりを持って、進行を望む車両通行帯への進路変更を行えるようにすることで、交通の安全と円滑を図ることを目的としています。

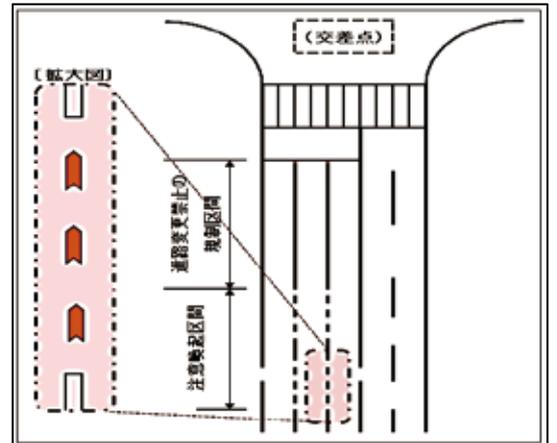
令和4年5月、「自動車の積載の制限の見直し」の改正が施行されています。

長さや幅は、図表3と図表4のように、1.2倍まで積載が可能になりました。

図表1 『この道路標示は？』

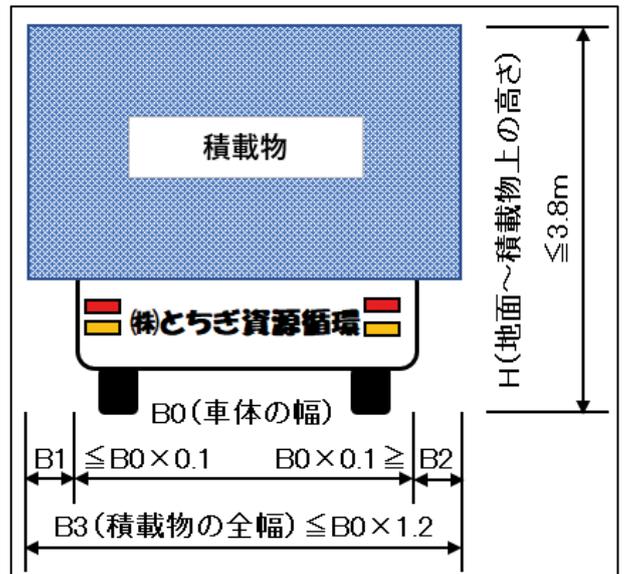
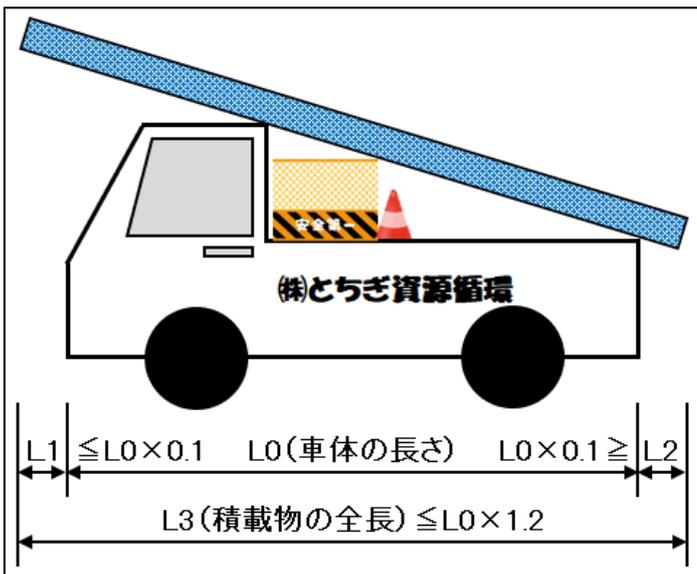


図表2 法定外表示



図表4 改正後の制限（幅）

図表3 改正後の制限（長さ）



営業などを含めて、勤務中に自転車を利用することがあります。自転車に関しても法令順守が大切です。

令和4年11月に内閣府より、「自転車の安全利用の促進について」の政策が示されました。この中に、自転車安全利用五則があります。

(1)～(4)について、「自転車の通行方法等に関する主なルール」が記載されていますので、一部を紹介します。特に罰則に着目してください。

- (1)車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- (2)交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- (3)夜間はライトを点灯
- (4)飲酒運転は禁止
- (5)ヘルメットを着用

●通行場所・方法 ◇車道通行の原則

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられ、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則であり、車道の左側（車両通行帯のない道路では左側端）を通行しなければならない。著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができるが、その場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第17条第1項及び第4項、第18条第1項／第17条の2

【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金／2万円以下の罰金又は料料

(5)について、令和5年4月1日以降は、ヘルメットの着用が努力義務になります（改正後の道路交通法第63条の11）。

また、「栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、令和4年7月1日から、自転車利用者など自転車損害賠償保険等への加入が義務化されました。『業務で自転車を利用中に起こした事故は、個人賠償責任保険では補償されず、事業者が事業用の賠償責任保険に加入する必要がある』場合があります。現在加入している保険の中の、自転車に関する事項を確認してください。

図表5 自転車のヘルメット着用の努力義務



図表6 自転車保険加入の義務化



CSP労働安全コンサルタント (Certified Safety Professional Consultant) とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

## ～相談事例～

こんな時、どうするの？ 買い取ってもらった廃プラが不法投棄？



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(相談者)

当社は廃プラスチック類の破碎の許可を有しており、主に建設系の廃プラスチック類を取り扱っており、汚れの少ないものはRPFの燃料用に、汚れの酷い物は焼却処分とそれぞれ産業廃棄物として処理料金を支払い処理を委託しております。

半年ほど前に、A貿易のBさんが来所し、C県まで運んでくれば10円/Kgで購入すると持ち掛けられ、比較的汚れの少ないものを7回に分けて運び料金を受け取りました。最後に運んだ運転手から、最初に運んだものがそのままになっていると報告を受けておりました。C県の環境事務所の担当者から連絡があり、廃プラの不法投棄（180日ルールと言って、180日そのまま保管している場合は不法投棄（不適正保管）とみなす）と指摘され、委託契約どおり処理していないので、許可を取り消されるぞと言われ顛末書の提出を求められました。

当社としては、C県まで運べば買い取ってくれるので、処分するよりは運搬費のほうが安かったのですが、安易に飛びついてしまい後悔しておりますが、どう対応したら良いのでしょうか。

(協会)

売却した廃プラの処分の契約はどのようになっていますか。貴社のほうで分別し売却できるものは売却するなど、貴社が処分先を選べるようになっていけば問題ないと思います。また、A貿易に売却した契約書はありますか。

(相談者)

廃プラスチック類の処分の契約書では、RPFの燃料にする場合と焼却処分する場合しか記載されておりません。これまではすべてこのどちらかに2次マニフェストを切って処分を委託しておりました。また、A貿易に買い取ってもらうときの契約は口頭です。当社はC県の許可はないのですが、許可は本当に取り消されるのでしょうか。

(協会)

買い取ってもらった廃プラの処分については排出事業者との契約上貴社に裁量はないようなので、それを売却したことについては問題があると思いますが、貴社が不法投棄したわけではなく、買い取ったA貿易が不適正（180日以上放置）に保管しているわけですから、このことの顛末をきちんと記載して、提出すると良いと思います。また、貴社がC県の許可を有していないのであれば、今回のケースを栃木県に連絡し取り消しを要請し、栃木県が取り消すに値するか判断することになります。今回のケースでは、現時点で貴社に廃プラ廃プラスチック類の所有権はないのですから、現時点では様子を見るしかないと思います。

(相談者)

C県の担当者から、現在、この廃プラスチック類の所有権は、A貿易が別のD社に売却しており、現在新たな所有者に対してきちんと管理するよう指導しているが、指導に従わないと聞いております。当社としては引き取ることもやぶさかではないのですが、いかがでしょうか。

(協会)

まずは、C県がD社に対して撤去を指導するものと思われます。廃プラスチック類の所有権は貴社になくC県から撤去の要請があっても、D社の意思を確認し対応したほうが良いと思います。C県がD社に対して指導する経過を静観し、こちらから積極的にC県に働き掛ける必要はないと思います。

令和5年度(春期)

# 産業廃棄物処理実務者研修会

～eラーニング～

いつでも・どこでも  
職場や自宅、好きな時間に  
自分のペースで！

＜研修会の目的＞  
産業廃棄物を取り扱う方々(排出事業者含む)  
の実務に必要な幅広い知識の習得と再確認。

＜受講料＞

1名につき **8,250 円**

(税込、通信料は利用者負担)

※産業廃棄物処理の基礎知識をわかりやすく  
解説した『産業廃棄物処理実務者研修会テキ  
スト』も別途販売しています。

＜申込方法＞

専用のポータルサイトより受付



[https://www.zensanpairen.or.jp/  
disposal/training/](https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/training/)

産廃 人材育成

検索

＜お問い合わせ＞

公益社団法人全国産業資源循環連合会  
事業部 実務者研修会担当

【E-mail】 ability-as@zensanpairen.or.jp

【営業時間】 月～金 9:00～17:00

【定休日】 土日・祝日

	第1期	第2期	第3期
申込受付 期間	4月3日～ 4月24日	5月1日～ 5月25日	6月1日～ 6月26日
受講期間	5月2日～ 5月29日	6月5日～ 6月28日	7月5日～ 7月27日

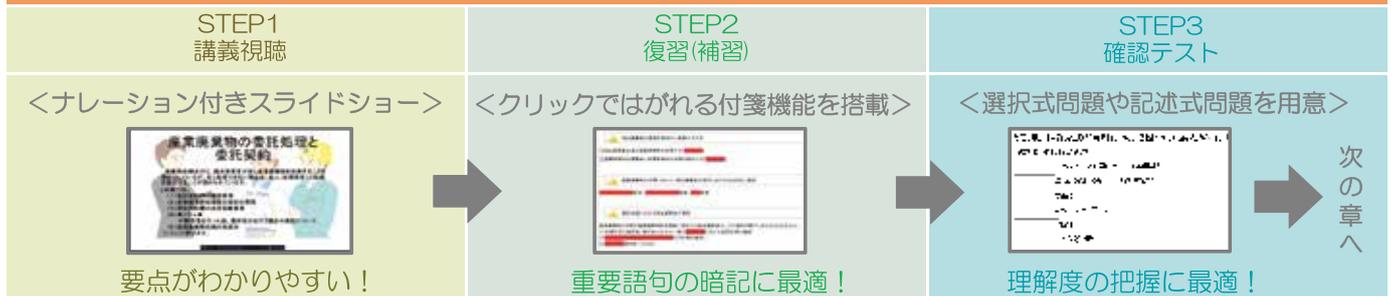
## カリキュラム (全4講座)

① 産業廃棄物処理の基礎 (第1章～第8章)	第1章 循環型社会推進の法体系および廃棄物処理法の構成 第2章 廃棄物処理法の目的と産業廃棄物の種類 第3章 排出事業者の責務 第4章 産業廃棄物の保管および処理に関する主な基準 第5章 特別管理産業廃棄物の保管および処理に関する主な基準 第6章 産業廃棄物処理業 第7章 産業廃棄物処理施設 第8章 行政処分
② 産業廃棄物の委託処理 と委託契約	産業廃棄物の委託処理と委託契約
③ 産業廃棄物管理票 (マニフェスト)	産業廃棄物管理票(マニフェスト) ※マニフェストの記入方法
④ 帳簿	帳簿

### 各章の構成

(個人学習に最適な「復習(補習)」や「確認テスト」がメインの研修会です！)

※各章ごとに、STEP1～STEP3 で構成



2023.03

～行政ニュース～

令和5年度 栃木県・宇都宮市 廃棄物担当職員

令和5年4月1日付けの人事異動による栃木県及び出先機関、宇都宮市の産業廃棄物担当職員は次のとおりです。

■栃木県環境森林部

環境森林部長	小野寺 一行		
環境森林部次長兼環境森林政策課長	齋藤 利也		
環境森林部次長	大栗 英行		
環境森林部参事	野中 寿一		
資源循環推進課			
資源循環推進課長	大橋 禎恵		
課長補佐（総括）	佐藤 正行		
企画推進担当 TEL028-623-3228		廃棄物対策担当 TEL028-623-3107	
副主幹（GL）	藤平 慶志	副主幹（GL）	松本 直之
技師	大内 基彰	主査	志鳥 博一
技師	佐藤 安里紗	主任	小野 陽平
主事	三上 敦史	技師	秋山 貴善
		主事	高久 唯一花
（災害等廃棄物対策） TEL028-623-3098		審査指導班 TEL028-623-3154	
係長（TL）	福田 喬広	班長	松木 太郎
主査	後藤 亮	課長補佐	野口 雄一
技師	築田 慧	副主幹（併）	小池 良成
主事	小林 優平	主査（併）	巻島 健志
		主査	前野 優哉
		主任	今井 涼介
		主任	舘野 雄備
		主任	松村 裕治
		主任	小林 由依
		技師	菊池 隆寛

■県西環境森林事務所 TEL0288-23-1000

環境部長	永嶋 龍一
部長補佐兼環境対策課長	齋藤 康司
主任	麻生 祐太
主事	柏木 達哉
技師	吉田 誠

■県東環境森林事務所 TEL0285-81-9002

環境部長	大関 正浩
部長補佐兼環境対策課長	中村 秀悦
係長	大野 貴博
技師	成田 奏
技師	稲葉 陵
技師	高倉 美河

～行政ニュース～

■ 県北環境森林事務所 TEL0287-22-2277

環境部長	伊東 佳久
部長補佐(総括)兼環境対策課長	
	加藤 道夫
副主幹	君島 淳一
主査(併)	加藤 裕明
主査	泉 陽誉
主査	金原 悠祐
主任	八木澤 忍
技師	福田 佑樹
技師	村田 智哉

■ 県南環境森林事務所 TEL0283-23-4445

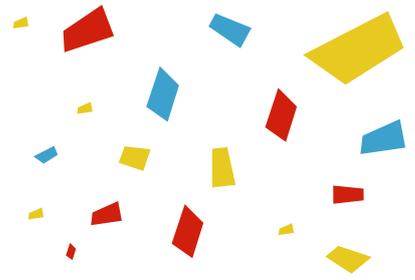
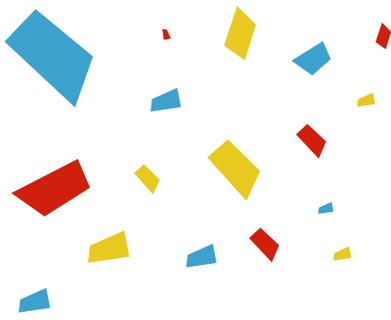
環境部長	森山 和彦
部長補佐環境対策課長	人見 敬一
副主幹	田中 久代
主査	中河原 浩
主任	麻生 貴史
技師	佐藤 翔大
主事	三井 保孝

■ 小山環境管理事務所 TEL0285-22-4309

所長	高梨 真紀
所長補佐(総括)兼環境対策課長	
	芹澤 広行
主査	添野 忠宏
主査	手島 和典
主査(併)	齋藤 智之
主任	平山 大輔
主任	宮崎 友哉
主任	石原 敬史
主事	小澤 梨花
技師	星 臣來
主事	武井 篤宏
主事	大川 泉

■ 宇都宮市環境部

環境部長	大沢 悟		
環境部次長副参事(脱炭素担当)兼務	山川 治人		
環境部副参事(廃棄物政策担当)	坂井 晃		
廃棄物政策課			
廃棄物政策課長	荻原 研二		
廃棄物政策課主幹	野原 勝		
廃棄物政策課長補佐	横山 靖夫		
企画調整グループ TEL028-632-2415	事業審査グループ TEL028-632-2928		
係長	田上 貴子	係長	川村 幸良
総括	佐藤 敦子	総括	池辺 英文
主任	手塚 由美子	主任	松尾 智弘
主事	松島 惇	主任技師	安納 康之
主事	矢古宇 希	主任技師	中屋敷 凌
主事	高根澤 文香	主任技師	小宅 智子
主事	青木 大空	主事	長谷川 雄大
		主事	隠岐 梓
		主事	飯野 龍志
		主事	阿部 美佳



# マイナンバーカードでマイナポイント **第2弾**

# 最大 **20,000** 円分の **マイナポイント** をもらうために必要なこと

申込にはマイナポイントアプリ (スマホ) が必要です。  
※お近くのマイナポイント手続きスポットでも申込可能です。

**1**  
マイナポイントの申込みには、**2023年2月末までに** 申請した **マイナンバーカード** が 必要です。

**2**  
マイナポイントの申込みには、**対象の決済サービス** が 必要です。  
あらかじめご注意ください。  
申込後に決済サービスの変更はできませんので 慎重にお選びください。

**3**  
**2023年5月末までに** **マイナポイントの申込が完了している** ことが 必要です。  
マイナンバーカードをお手元にご用意の上、お早めにお申込みください。

**4**  
5,000円分のポイントをもらうためには、**20,000円の利用・チャージ** が必要です。

**5**  
15,000円分のポイントをもらうためには、**健康保険証としての利用申込みと公金受取口座の登録が完了している** ことが 必要です。



マイナポイントの申込期限は、**2023年5月末まで!**  
マイナポイント事業HPをご確認の上、**早めにお手続き** ください。



選択した決済サービスの利用・チャージ金額に応じて **最大 5,000円分** のマイナポイント ※1,2,3,4 + 健康保険証としての利用申込みで **7,500円分** のマイナポイント ※4,5 + 公金受取口座の登録完了で **7,500円分** のマイナポイント ※4,5

※1マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスで20,000円までのチャージまたはお買い物をする、ご利用金額の25%のマイナポイント(最大5,000円分)を受け取ることができます。※2マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。※3第1弾で5,000円分のマイナポイントを取得済みの方は対象外となります。※4マイナポイントの対象となるマイナンバーカード申請期限後にカードを申請された場合、マイナポイントの申込みをすることはできません。※5健康保険証利用申込み情報や公金受取口座登録情報を確認後、マイナポイント申込で選択した決済サービスにポイントが付与されます。

**!** お選びいただく決済サービスによっては、2023年5月末よりも早く申込の受付を終了する場合があります。マイナポイント事業HP、もしくは決済事業者へご確認の上、お申込みください。

デジタル庁

総務省  
Ministry of Internal Affairs and Communications

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは **マイナポイント** **検索** または



※QRコードは(株)デンソーウェブの商標登録です。

## 栃木県内のまつり・イベント情報(4月・5月)



期日	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
4月・5月の日曜・祝日、 6月の第2日曜日 各日9:00～16:00	物外軒茶室無料公開 (足利市指定文化財/国登録記念物)	足利市	物外軒(織姫公民館北側) (足利市通6丁目3165-2)	足利市文化課 文化財保護・世界遺産推進 担当	0284-20-2230
4月8日(土) ～9日(日) 9:00～15:00	瀧尾神社例大祭	日光市	瀧尾神社(日光市今市531)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
4月中旬 ～11月30日(木)	中禅寺湖遊覧船クルーズ	日光市	中禅寺湖(日光市中宮祠)	【運休中】 東武興業株式会社日光事務所 【運行中】 中禅寺湖遊覧船	【運休中】 0288-53-0901 【運行中】 0288-55-0360
4月15日(土) ～5月21日(日)	ふじのはな物語～大藤まつり 2023～	足利市	あしかがフラワーパーク (足利市迫間町607)	あしかがフラワーパーク	0284-91-4939
4月中旬～5月31日(水)	板室温泉こいのぼり	那須塩原市	板室温泉地内那珂川河川 敷 (那須塩原市板室)	黒磯観光協会	0287-62-7155
5月	おお杉御田植祭	日光市	森友瀧尾神社 (日光市森友995)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
5月3日(水・祝) 10:00～	両大神社大祭	日光市	琴平山両大神社 (日光市平ヶ崎439)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
5月3日(水・祝) ～5日(金・祝)	鏝阿寺春の大祭	足利市	鏝阿寺境内 (足利市家富町2220)	鏝阿寺	0284-41-2627
5月5日(金・祝)	足利織姫神社春季例大祭	足利市	足利織姫神社 (足利市西宮町3889)	足利織姫神社奉賛会 (足利織物会館内)	0284-22-0313
5月14日(日)	第43回 鹿沼さつきマラソン大会	鹿沼市	御殿山公園野球場、鹿沼 市街地 (鹿沼市今宮町地内) ※鹿沼市役所北側	鹿沼さつきマラソン大会事務局	0289-63-2290
5月17日(水) 9:00～(15分間)	延年の舞	日光市	日光山輪王寺三仏堂 (日光市山内2300)	日光山輪王寺	0288-54-0531
5月15日(月) 11:00～	湯立神事	日光市	清瀧神社 (日光市清瀧1-626-26)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
5月17日(水) 13:00～	【日光東照宮春季例大祭】 神事流鏝馬	日光市	日光東照宮表参道 (日光市山内2301)	日光東照宮	0288-54-0560
5月18日(木)	【日光東照宮春季例大祭】 百物揃千人武者行列 (とちぎのまつり100選)	日光市	日光東照宮 (日光市山内2301)	日光東照宮	0288-54-0560
5月25日(木) 10:30～	滝尾稲荷神社講社大祭	日光市	滝尾稲荷神社 (日光市山内)	日光二荒山神社	0288-54-0535
5月28日(日) 11:00～	荒沢不動尊護摩供養	日光市	裏見ノ滝 (日光市丹勢)	日光興雲律院	0288-54-0260

※新型コロナウイルス感染症によりイベント中止等の場合がありますので、  
お出かけの際は上記にお問い合わせください。

～栃木県立美術館からのお知らせ～

Kawashima Riichiro

川島



川島理一郎 花 1920年代 株式会社大林組蔵

開館時間：午前9時30分～午後5時（入館は午後4時30分まで） 休館日：月曜日  
観覧料：一般 900 (800)円／大高生 600 (500)円／中学生以下無料（ ）内は20名以上の団体料金  
無料日：6月10日(土)、11日(日)、15日(木・県民の日)

主催：栃木県立美術館 後援：朝日新聞宇都宮総局、宇都宮コミュニティFM ミヤラジ、NHK宇都宮放送局、エフエム栃木、産経新聞社  
宇都宮支局、東京新聞宇都宮支局、とちぎテレビ、栃木放送、日本経済新聞社宇都宮支局、毎日新聞社宇都宮支局、読売新聞宇都宮支局

— 描くことは即ち見ること

2023.4.15 [土] — 6.18 [日]

理一郎展

栃木県立美術館  
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts  
〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7 TEL.028-621-3566  
<http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>

～栃木県立美術館からのお知らせ～



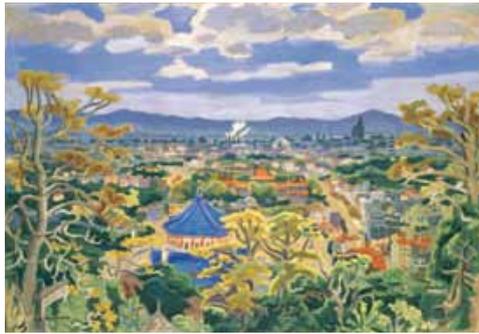
1



2



3



4



5

足利市出身の画家・川島理一郎(1886-1971)の没後50年をむかえ、その画業を顕彰する回顧展を開催します。川島は若くしてアメリカに渡って美術を学び、フランスをはじめとするヨーロッパやアジア諸国、日本国内を旅して制作をしました。近代美術が新たに展開した20世紀初めのパリで、画家や文化人と広い交友関係を結び、自身のスタイルを確立していきます。一方で優れた装飾感覚を発揮して、資生堂意匠部の嘱託員を務めるなどデザインの分野でも活躍しました。日本に帰国後は、「金曜会」という批評の場を主宰し若い画家たちを育て、国会画や日展、新世紀展などを中心に作品を発表し、画壇での影響力も持ちました。「描くことは即ち見ること」として対象に真摯に向き合い描き出された作品には、自然の躍動やいきいきとした人々や街の姿が描き出されています。本展では、色彩豊かな滞欧期の作品から装飾图案、晩年ののびやかな抽象画を紹介し、川島の画業をたどります。

Kawashima  
理一郎展  
Richiro

— 描くことは即ち見ること

1. 題不詳(門のある家) 1911年 個人蔵 2. 薔花百態 1951年 栃木県立美術館蔵 3. セーナ河の景(ボンヌフ) 1926年 栃木県立美術館蔵 4. 広東大観 1939年 足利市立美術館蔵 5. パリの花市場 1926年 丸紅株式会社蔵  
6. 支那芝居 1924年 株式会社大林組蔵 7. 湖畔 1953年 ギャラリー碧蔵 8. カンカン 1960年代 原田庸一郎氏蔵 9. 雨と風の詩 1966年 栃木県立美術館蔵



6



7



8



9

[関連イベント]

担当学芸員によるギャラリートーク \*事前申込み不要  
日時：4月15日(土)午後3時30分—  
5月14日(日)、6月4日(日) 各回とも午後2時—(1時間程度)  
会場：企画展示室(当日の企画展観覧券が必要)

\* 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、予定を変更する場合があります。  
詳細については当館ホームページおよび SNS をご確認ください。

コレクション展 I  
田崎草雲・小室翠雲  
一関東画の源流  
4月15日(土) - 6月18日(日)

[宇都宮美術館のご案内]  
とびたつとき 池田満寿夫とデモクラートの作家  
第15回 宇都宮エスペール賞 藤原彩人展  
像化 - 構造を施す捻り物 -  
4月30日(日) - 6月18日(日)



[交通案内]  
○電車・バス  
・JR東京駅から東北新幹線で約50分  
・JR宇都宮駅(西口6番・7番バス乗場)、  
東武宇都宮駅から「関東バス作新学院・駒生行き」で約15分  
「桜通十文字」バス停下車 徒歩5分  
○自家用車  
・東北自動車道鹿沼ICより約10km、約20分  
・北関東自動車道壬生ICより約13km、約25分  
\*駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

栃木県立美術館  
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts  
〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7  
TEL.028-621-3566  
http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/



## 事務局長に就任いたしました



この春、事務局長を拝命いたしました大森と申します。台風や地震などの災害時に、廃棄物行政の担当者として会員の方々にお世話になる機会がありました。会員の皆様が、復興を願いつつ地域をみるうちに片付けていく姿に勇気づけられたのを思い出します。微力ではありますが、私もこの4月から皆様の協会の事務局を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## － 編集後記 －

今年の小学校の入学式には、桜が舞いチューリップが咲きました。「入学式に桜が咲くといいね」と言っていたのは半世紀前のこと、地球温暖化を現実のものと感じます。

その昔、お花見は4月中下旬、コンビニはなく水筒とおにぎりを自転車に積んで自宅近くの桜を見に行ったものです。

近頃はコロナの流行が後押しし、紙コップやテイクアウトのワンウェイ容器包装の利用が増えていますが、ホテルでは「アメニティグッズはご利用になりますか」と問われ、従前より積極的に廃棄量の削減が取り組まれています。

プラ新法の啓発が浸透してストローが生分解性のプラに替わり、カーボンニュートラルの意識も高まっています。

さて、私たちはどうする？

今年度も紙媒体の協会だよりですが、カーボンニュートラルや DX に追随し役立つ話題を盛り込んでいきます。ご愛読のほど、よろしくお願いいたします。

## － 事務局だより －

☆ 3月6日(月)

関東地域協議会災害廃棄物委員会がWeb会議において開催され、加藤副会長、湯澤専務理事、中指事務局次長が出席しました。

☆ 3月9日(木)

三役会が栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長が出席し、次回理事会について協議しました。

☆ 3月13日(月)

令和4年度第2回栃木県プラスチック資源循環推進協議会がWeb会議において開催され、菊池会長が出席しました。

☆ 3月14日(火)

全国産業資源循環連合会理事会がWeb会議において開催され、菊池会長が出席しました。

☆ 3月27日(月)

栃木県環境保全公社理事会が宇都宮市のニューみくらにおいて開催され、菊池会長が出席しました。

☆ 3月28日(火)

栃木県建産連常任理事会及び理事会合同会議が宇都宮市の栃木県建設産業会館において開催され、神山副会長が出席しました。

☆ 3月29日(水)

青年部役員会が宇都宮市内において開催され、小林青年部長をはじめ10名が出席しました。

☆ 3月30日(木)

関東地域協議会事務局責任者会議がWeb会議において開催され、湯澤専務理事と中指事務局次長が出席しました。